第1章 はじめに

我が国では世界に類を見ない速さで少子高齢化が進展しており、本市においても、 市の人口に占める 65 歳以上の高齢化率は平成 25 (2013) 年に 21%を越え、いわ ゆる「超高齢社会」に突入しました。

加齢により移動が困難になる方や身体に障がいのある方が、住み慣れた地域で自立 した生活を送れるために、本市は都市基盤の整備として駅周辺のバリアフリー化を進 め、安全で安心して利用できる環境を整備するとともに、生活道路のバリアフリー化 を進めていくことをまちづくりの方向性として示しています。

平成 17(2005)年3月に「習志野市交通バリアフリー基本構想」を策定し、これまでもJR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺及び京成津田沼駅周辺等のバリアフリー化を推進してきました。

しかしながら、平成 18 年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」とする。)では公共交通機関に限らず、高齢者や障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としていることから、市内の生活・移動環境のバリアフリー化に向けて、継続的な取り組みを行っていくことが求められております。また、教育活動、広報活動等を通じた国民のバリアフリーに関する理解を深めるための対策も求められています。

これらを踏まえ、高齢者や障がい者等の移動や施設利用における利便性・安全性に関する課題を解決し、バリアフリー化の促進を図るため、「習志野市交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、平成26年10月に「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」(以下「バリアフリー基本構想」とする。)を策定しました。

これを受け、バリアフリー基本構想で定められたバリアフリー事業について、「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画(以下「バリアフリー特定事業計画」とする。)として取りまとめ、各事業者が一体的・集中的に事業を実施していきます。

■バリアフリー法の基本的枠組み

